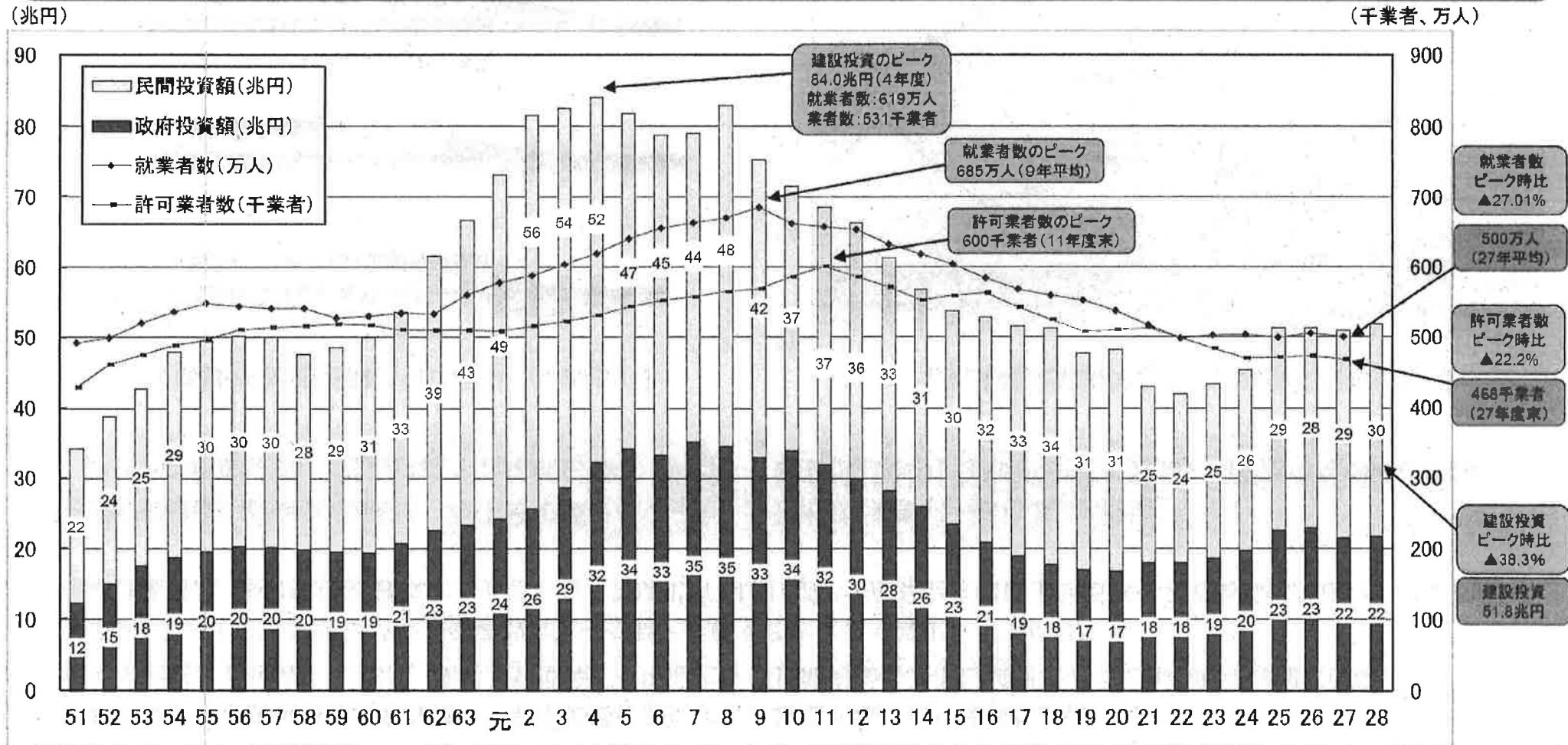


1. 建設産業を取り巻く現況

1. 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度:約84兆円から22年度:約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、28年度は約52兆円となる見通し(ピーク時から約38%減)。
- 建設業者数(27年度末)は約47万業者で、ピーク時(11年度末)から約22%減。
- 建設業就業者数(27年平均)は500万人で、ピーク時(9年平均)から約27%減。



注1 投資額については平成25年度まで実績、26年度・27年度は見込み、28年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状 ~中部管内における技能労働者の現状~

○ここ数年続いた建設投資の急激な減少、競争の激化等により、経営を取り巻く環境が悪化。
機材を手放さざるを得ず、また、鉄筋工や型枠工を中心とする技能労働者の不足傾向といった構造的な課題に直面。

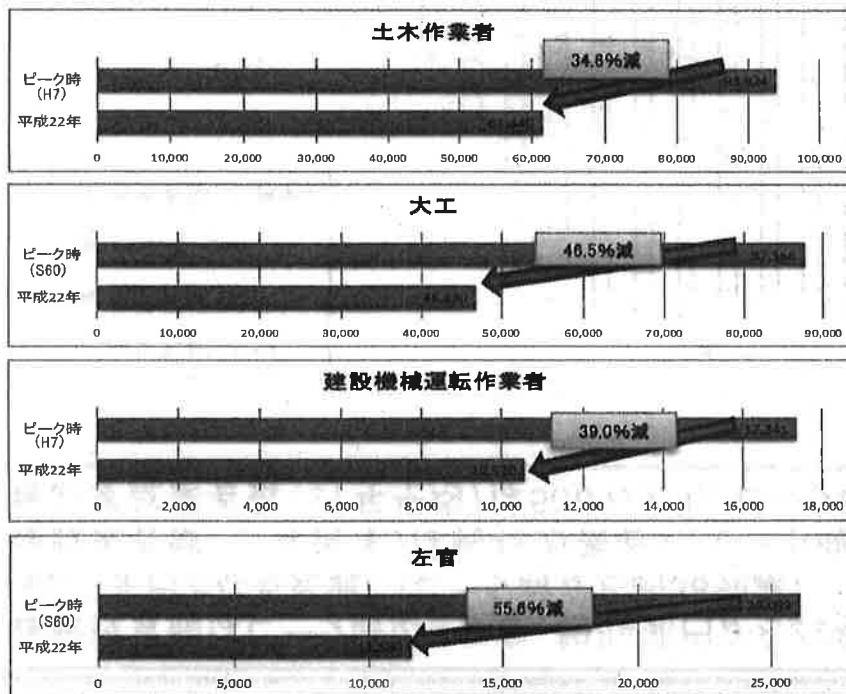
○中部4県においても、職種別技能労働者数はピーク時と比較すると大きく減少。（下左図）

建設業就業者は、約3割が55歳以上である一方、29歳以下は約1割。全産業を大幅に上回るペースで高齢化が進行。（下右図）

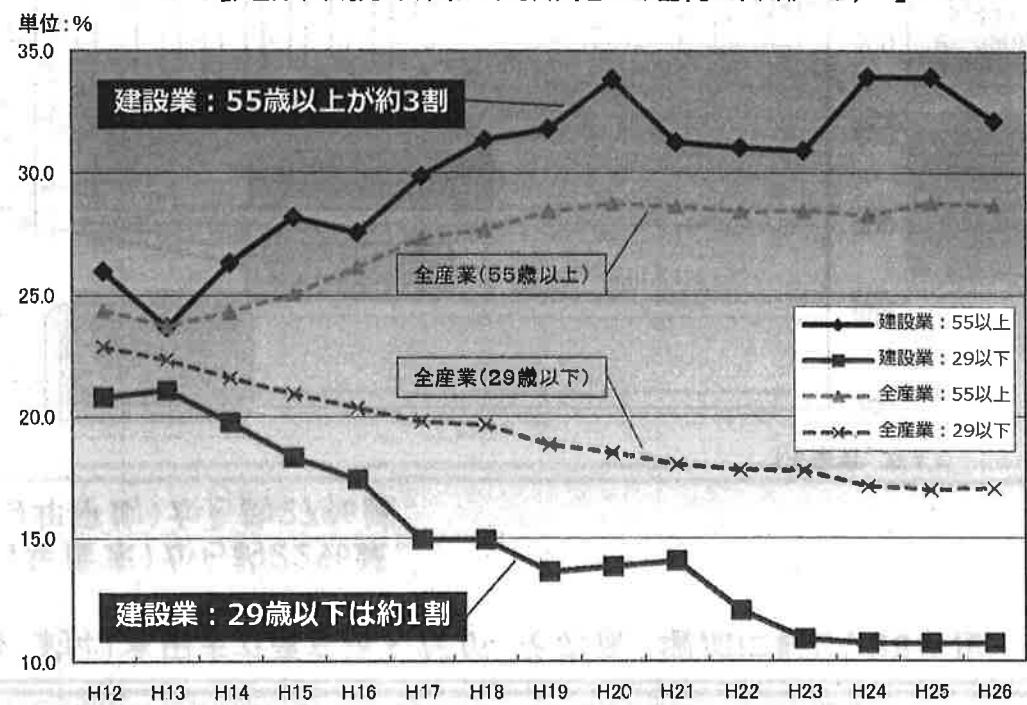
- ・技能労働者の高齢化の進行、若年者の減少
- ・担い手の育成には、おおむね10年間必要

→ 適切な対策を講じなければ、
建設産業の持続的発展と技能・技術の承継に支障

【職種別技能労働者等の減少（中部4県）】



【建設業就業者の高齢化の進行（中部4県）】

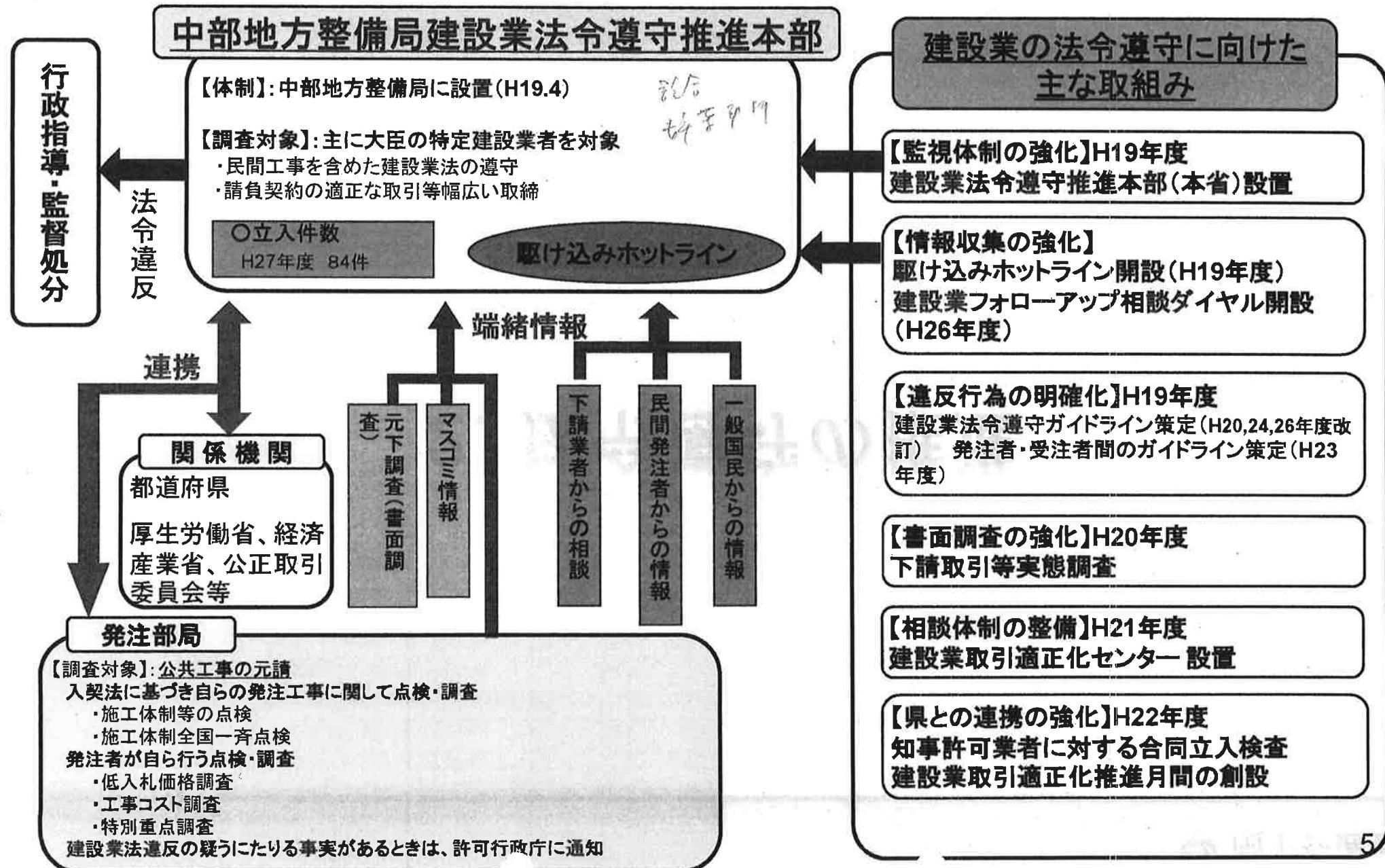


【出所】 総務省「国勢調査」（昭和60年～平成22年）
※S60年以降の各職種別ピーク時とH22年の就業者を比較

【出所】 総務省「労働力調査」

2. 法令遵守の推進

中部地方整備局建設業法令遵守推進本部について



駆け込みホットラインの開設(H19. 4~)

◆違反情報収集体制の強化

- ・各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設
- ・通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴収を実施
- ・法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」

通 告 先

TEL. 0570-018-240

受付時間 10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX. 0570-018-241

ナビダイヤルの通話料は、発信者の負担となります。

E-mail : kakekomi-hl@mit.go.jp

「駆け込みホットライン」への通報の仕方

通報にあたっては、建設業法令遵守推進本部が通報情報として取り上げ、立入検査・報告徴収するかどうかの判断ができる次の事項について、できる限り明らかに説明して頂くことが望まれます。
◆通報される方の氏名、住所
◆通報された方に不利益が生じないよう十分注意しますのでできるだけ匿名は避けください。
◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可届番号
◆違反の疑いがある行為の具体的な事実について次の事項
　(ア)だれが、(イ)いつ、(ウ)どこで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたか
　等
なお、違反の疑いがある行為者を証明するような資料等があれば、通報後に建設業法令遵守推進本部に提出(郵送、FAX)してください。

1.通報される方の情報

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
E-mail	

2.違反の疑いがある行為者の情報

会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
建設業許可番号	
電 話 番 号	
そ の 他	

3.違反の疑いがある行為(具体的な事実)

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
そ の 他	

駆け込みホットライン

- 建設業法違反通報窓口 -

- ◆「駆け込みホットライン」に電話をすると、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

なくそう違反、あったら通報!!

TEL. 0570-018-240
(ナビダイヤル)
(イ ハン) (シウ ホウ)

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

★法令違反情報を通報された方に不利益が生じないよう十分注意して情報を取り扱います。

国 土 交 通 省

建設業法令遵守推進本部

建設業フォローアップ相談ダイヤル開設(H27. 3~)

- H25年6月に開設した「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を発展的に統合
- 従来から受け付けていた、公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報に加え、新たに運用が始まった品確法の運用指針に関すること等についての相談窓口として開設

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～
現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成を図るため、平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）が改正され、平成27年4月1日から、発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の運用が開始されます。

この度、国土交通省では、運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「新労務単価」や「品確法の運用指針」などの相談を総合的に受け付ける相談窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の皆さんとの現場の声や情報を聞かせていただくこととしました。

品確法運用指針等、建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL. 0570-004976
ナビダイヤル

ナビダイヤルの通話料は非課税者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00
(土日・祝祭日・朝庁日を除く)

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、従来の「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を発展的に統合し、建設業に関する様々な現場の声をお聞きするものです。
従来から受け付けていた、公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報に加え、新たに運用の始まる品確法の運用指針に関すること等についても相談を受け付けます。

品確法の適用相応に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の適用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

＜例えは…＞

- ・予定価格の設定時に依然として「歩切り」が行われている。
- ・品確法の適用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者は驚いていく受注者の懸念、現場での困難な実態を聞いて欲しいなど

公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

＜法令違反のおそれがある情勢の例＞

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方的に押しつけ、その額で下請契約を締結した。など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれがある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧下さい。

その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が該当出来ない場合もありますので、予めご了承下さい。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守ガイドライン」が該当情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告権限等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただかば、個別事業を特許できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

E-mail: hqt-kensetsugyo110@mlt.mlit.go.jp
「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

＜品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧下さい＞
品確法・運用指針: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_th1_000089.html
公共工事設計労務単価: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

7

平成27年度 建設業法令遵守推進本部の活動結果

中 部

<平成28年3月31日現在>

※()は平成26年度の件数

◆立入検査の実施件数(大臣許可業者)：72件(76件)

(知事許可業者)：12件(12件)

84件

◆大臣許可業者に対する監督処分の件数：4件(8件)

指示処分:0件(2件) 営業停止処分:3件(6件) 許可取消:1件(0件)

◆大臣許可業者に対する文書による行政指導の実施件数:63件(54件)

勧告:42件(17件) 文書指導:25件(37件)

◆駆け込みホットライン等に寄せられた電話等の件数:654件(634件)

うち、大臣許可業者にかかる件数：法令違反疑義16件、苦情・相談11件、不払い相談10件

知事許可業者にかかる件数：法令違反疑義16件、苦情・相談10件、不払い相談18件

その他件数：法令違反疑義13件、苦情・相談490件、不払い相談70件

過去の処分事例 ①

違反内容

処分内容

建設業の許可更新申請にあたり、虚偽の申請をして許可を受けたことにより、法人及び役員に対する罰金刑が確定した。

許可の取消

元役員が工事価格等のデータを不正に入手し公共工事を落札したとして、競売入札妨害による刑が確定した。

営業停止
(120日間)

経営事項審査において、完工工事高を水増し計上し、その結果を用いて公共工事の入札参加申請を行った。

営業停止
(45日間)

資格要件を満たさない者(在籍出向者)を主任技術者として配置していた。

営業停止
(15日間)

競争参加資格申請書に虚偽の記載をした。

営業停止
(15日間)

過去の処分事例 ②

違反内容

施工体系図に虚偽の記載をした。

処分内容

営業停止
(7日間)

無許可業者と政令で定める金額以上の下請契約を行った。

営業停止
(7日間)

工事関係者が現場の事故で負傷したことにより役職員が労働安全衛生法違反による略式命令を受け、その刑が確定した。

指示処分

その他、処分に至らないまでも、契約書の不作成や支払い遅延等による、行政指導を実施。

駆け込みホットライン等に係る通報案件 ①

事案の概要

見積書を提出後、工期が迫っていたため契約金額を決めないまま工事着手。注文書発行を依頼するも発行されないまま工事が完成。請求書を提出したところ、見積金額から30万円差し引かれた額で支払われる。相手は見積金額から30万円引いた額を査定金額と決定したと主張。

工事施工中に見積書に含まれていない工事内容が発生したため、工事完了後に追加工事分としての変更契約の申し出をしたが、元請からは図面から読み取れる範囲であるとして追加工事として認めてもらえなかった。

元請の指示で追加工事を行った後、工事完了後に追加工事分の変更契約の申し出をしたが、変更契約分の金額の折り合いが付かず、実際に掛かった金額よりも低い金額で合意することとなり赤字となってしまった。

問題点の整理と本来取るべき対応

金額の合意・書面締結がないまま工事に着手してしまった。

工事着手前に書面で合意しておく必要がある。

追加工事に該当するか（当初契約に含まれるか）どうか、確認せずに施工してしまった。

追加の工事内容が発生した場合には、その都度書面に基づき変更契約の範囲となるか否か及び変更金額について合意しておく必要がある。

追加工事の存在は認めているため、掛かった経費が全額認められるものと思い込んでいた。

工事内容だけでなく、金額についても着手前に書面で合意しておくこと。（概算でも構わない）

駆け込みホットライン等に係る通報案件 ②

事案の概要

支払時に一方的な相殺をされる。（応援作業員の費用、廃棄物処理費、施工不良の手直し費用・損害金…など）

二次下請だが、工事完成後に代金を請求するも一部しか支払われない。一次に確認すると、元請からの入金がないので支払えないと回答だった。

直接的かつ恒常的な雇用関係に無い者（在籍出向者）を主任技術者又は監理技術者として配置している。

問題点の整理と本来取るべき対応

相殺にあたり、事前に相手の合意を得ていなかつた。

後日相殺する項目については、事案発生時に相殺の有無や金額について、書面で合意しておく必要がある。

一次下請の一方的な都合による支払保留。

元請からの支払の有無に関係なく、一次・二次間の契約約款に則って支払う必要がある。

※民法上のルール（一般建設業者であれば建設業法違反とまでは言えない）

建設業法の理解が不足していた。

技術者制度を正しく理解し、適正な資格を有する技術者を配置する。複数人で確認する。

3. 建設業法令遵守ガイドライン

建設業法令遵守ガイドライン(概要)

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係について、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

- (1)建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の11項目について、
ア. 留意すべき建設業法上の規定を解説 イ. 建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

- | | |
|--|--|
| 1. 見積条件の提示(建設業法第20条第3項) | 5. 不当な使用資材等の購入強制(建設業法第19条の4) |
| 2. 書面による契約締結 | 6. やり直し工事(建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3) |
| 2-1 当初契約(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3) | 7. 赤伝処理(建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項) |
| 2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約(建設業法第19条第2項、第19条の3) | 8. 工期(建設業法第19条第2項、第19条の3) |
| 2-3 工期変更に伴う変更契約(建設業法第19条第2項、第19条の3) | 9. 支払保留(建設業法第24条の3、第24条の5) |
| 3. 不当に低い請負代金(建設業法第19条の3) | 10. 長期手形(建設業法第24条の5第3項) |
| 4. 指値発注(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項) | 11. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存(建設業法第40条の3) |

- (2)関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 12. 関係法令
 - 12-1. 独占禁止法との関係について
 - 12-2. 社会保険・労働保険について
 - 12-3. 労働災害防止対策について

I-1 見積条件の提示

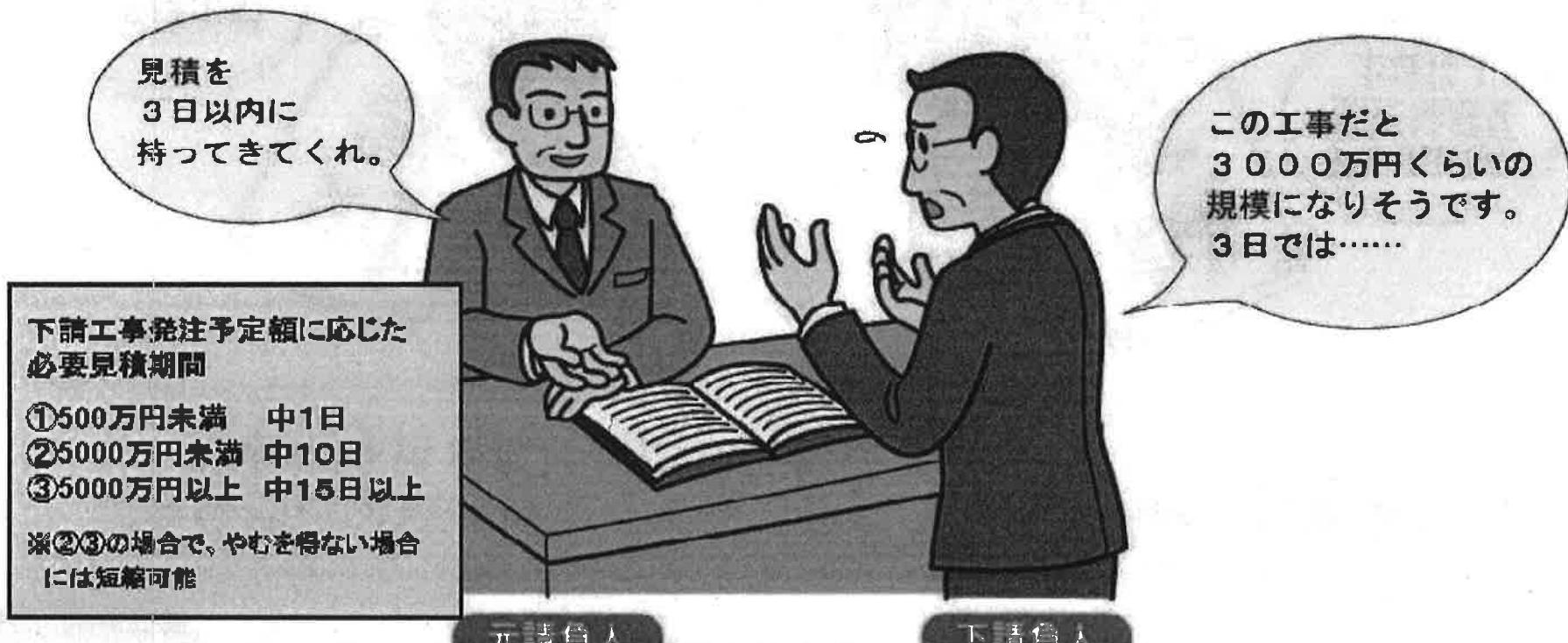
見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければなりません



建設業法 第20条第3項

I -2 適正な見積期間の設定

下請負人が見積りを行うに足りる期間を設けなければなりません



元請負人

下請負人

建設業法 第20条第3項

II-1 書面による契約締結

建設業法 第18条、第19条

請負契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した書面を作成し、相互に交付しなければなりません



建設業法 第18条、第19条

II-2 契約書に記載すべき事項

契約書面には、建設業法で定める一定の事項（14項目）を記載することが必要です



建設業法 第19条第1項

II-3 追加変更契約について

（参考）建設業法第19条第2項

追加工事等の発生により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、着工前に書面による契約変更が必要です



建設業法 第19条第2項

III 不当に低い請負代金

自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません



IV 不当な使用資材等の購入強制

下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して下請負人の利益を害してはなりません



建設業法 第19条の4

V

やり直し工事について

下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合にあっては、元請下請間で十分な協議を行う必要があります

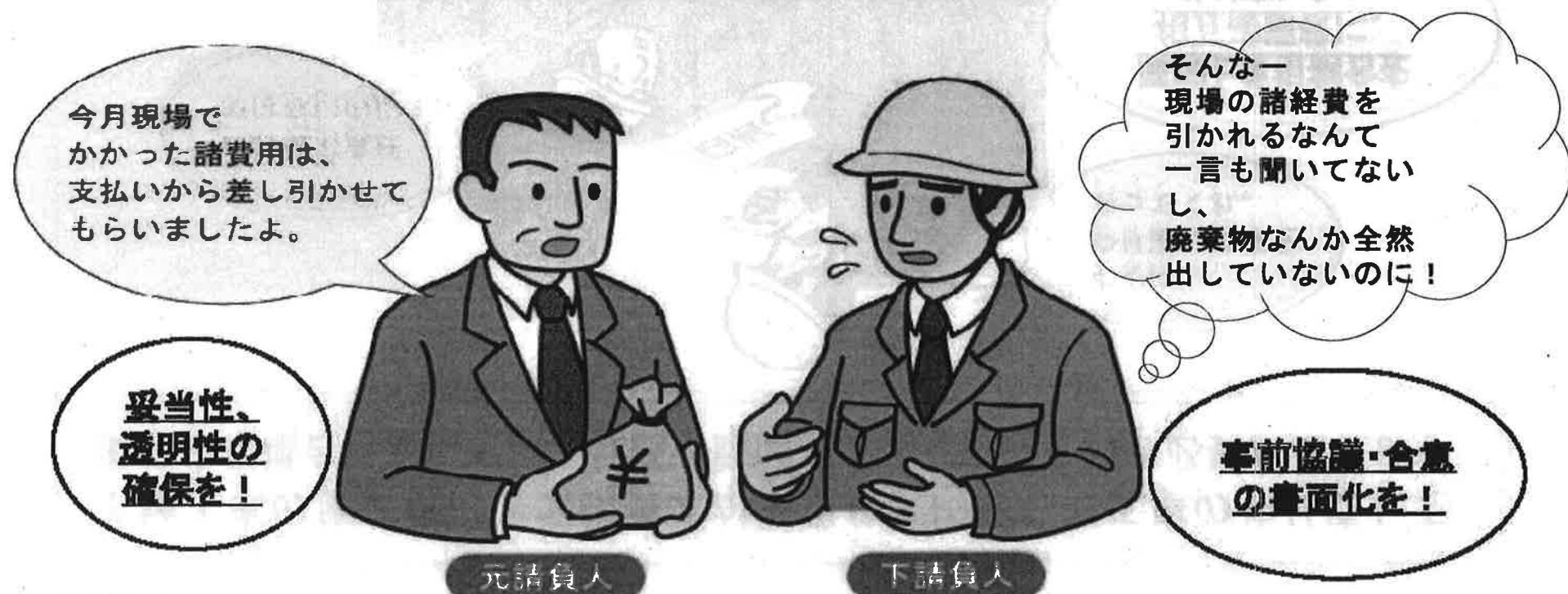


建設業法 第18条、第19条第2項、第19条の3

VI

赤伝処理について

元下双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人はその内容や差引額の算定根拠について見積条件や契約書に明示しなければなりません



建設業法 第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項

VII

下請代金の支払い

- 注文者から代金の支払を受けた時は、下請負人に対して、1ヶ月以内に、かつ、出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません
- 特定建設業者が元請負人である場合、工事目的物の引渡しの申し出があってから50日以内に、かつ出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません



VIII

割引困難な手形での支払い

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはなりません



IX

帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、保存しなければなりません



保存期間 5年

※発注者から直接請け負った新築住宅建設に係るものは10年

※発注者から直接請け負った元請業者には、以下の図書について、10年の保存を義務付け
・完成図書
・発注者との打合記録
・施工体系図

建設業法 第40条の3

ガイドライン外の法令遵守事項

- ・監理技術者・主任技術者・営業所専任技術者の不適正配置
- ・一括下請負
- ・施工体制台帳、体系図の未整備
- ・経営事項審査の虚偽申請
- ・営業所の不適正な設置（いわゆる「名ばかり営業所」）



等

各許可行政庁の定める監督処分基準に該当し、営業停止等の不利益処分に該当する違反もあります。関連規定を遵守した取り扱いをしましょう。

4. 建設業法等の改正

1860年 2月

解体工事業の新設（H28.6.1施行）

従来、とび・土工工事業で行っていた工作物解体工事を施工する場合は、解体工事業の許可が必要

建設工事の種類 (建設業法別表第一の上欄)	建設工事の内容(昭和47年3月8日建設省告示第350号)	建設工事の例示(平成15年4月3日建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方(平成14年4月3日建設業許可事務ガイドライン)
とび・土工・コンクリート工事	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 工作物の解体等 を行う工事 ロ)～ハ) (略)	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 工作物解体工事 ロ)～ハ) (略)	(略)
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

解体工事業の技術者要件

●特定建設業の営業所専任技術者(監理技術者)要件

- ・1級土木施工管理技士※1
- ・1級建築施工管理技士※1
- ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))※2
- ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

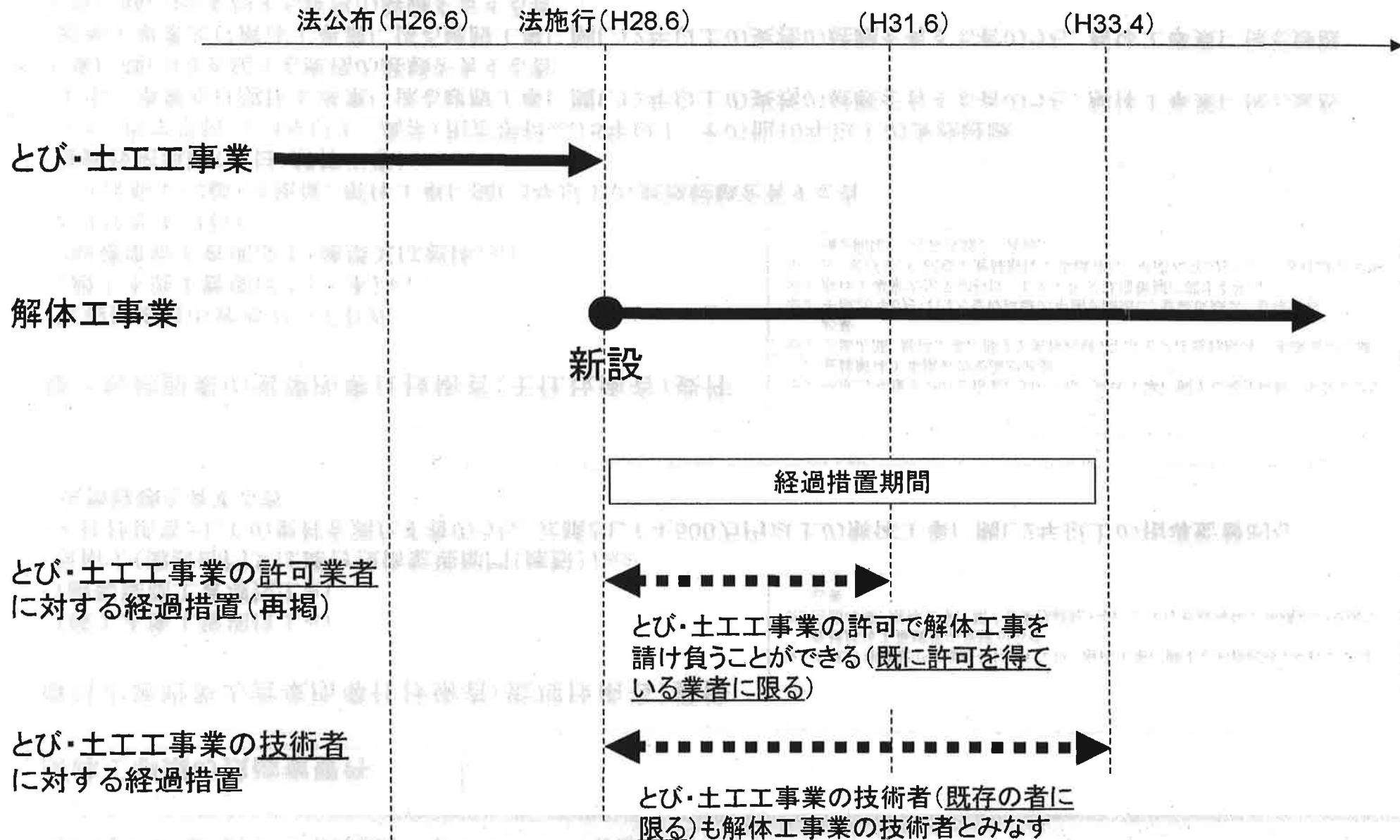
※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

●一般建設業の営業所専任技術者(主任技術者)要件

- ・監理技術者の資格のいずれか
- ・2級土木施工管理技士(土木)※1
- ・2級建築施工管理技士(建築又は躯体)※1
- ・とび技能士(1級)
- ・とび技能士(2級)合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・登録技術試験(種目:解体工事)※3
- ・大卒(指定学科※4)3年以上、高卒(指定学科※4)5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
※3 平成28年6月1日より登録試験の申請を開始し、登録後順次、官報公告。
※4 解体工事業の指定学科は、土木工学又は建築額に関する学科
※5 ※1及び※2に記載の登録解体工事講習は、平成28年6月1日より登録講習の申請を開始し、登録後順次、官報公告。

とび・土工工事業の経過措置について



技術者配置にかかる金額要件の見直し (H28.6.1施行)

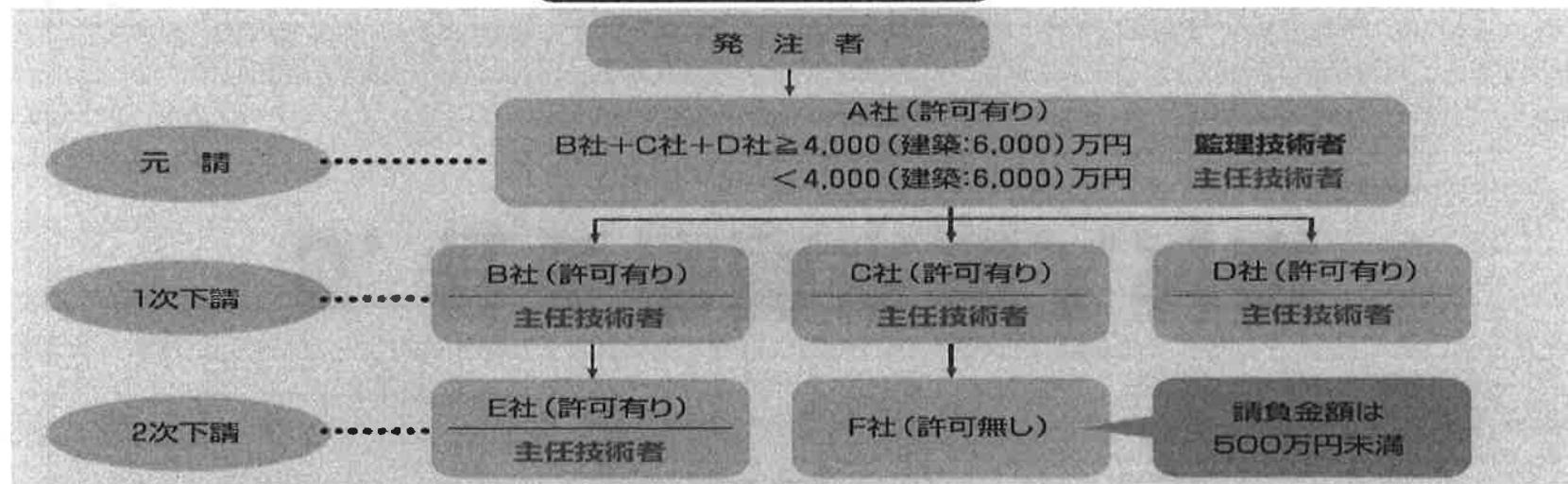


将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、社会経済情勢の変化に応じた規制の合理化により、技術者の効率的な配置をはかるため、技術者の配置にかかる金額要件を見直しを実施

○特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の引き上げ

3,000万円以上 → 4,000万円以上

※建築一式工事の場合は
4,500万以上→6,000万以上



○専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額の引き上げ

2,500万円以上 → 3,500万円以上

※建築一式工事の場合は
5,000万円以上→7,000万円以上

5. 社会保険未加入対策

建設業における社会保険未加入対策(今までの主な取組)



中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

目標

実施後5年(平成29年度)を目指し、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 社会保険未加入対策推進協議会の設置 (H24.5~)
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
 - ・社会保険未加入対策の取組について共有、周知

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大 (H24.7~)
 - ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11~)
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 直轄工事における対策

- 直轄工事における対策 (H26.8~段階的に実施)
 - ・元請企業及び一次下請企業を社会保険等加入企業に限定
 - ・二次以下の下請企業についても未加入企業の通報・加入指導を実施

4. 元請企業による下請企業への指導

- 下請指導ガイドライン(課長通知) (H24.11~)
 - ・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない
 - との取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4~)
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用 (H25.9~)
 - ・各専門工事業団体毎に、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成
 - ・下請企業から元請企業への標準見積書等の提出を一斉に開始
 - ・標準見積書等の提出を元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを申し合わせ (H27.1~)

建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

			労働保険		社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	雇用保険	労災保険	医療保険	年金保険
法 人	1人～	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ、健康保険組合等※1	厚生年金
	一	日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険 又は 協会けんぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金
	一	役員等	一	特別加入	協会けんぽ、 健康保険組合等※1	厚生年金
個 人 事 業 主	5人～	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ、 健康保険組合等※1	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	国民健康保険(組合)	国民年金
	一	日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険 又は 協会けんぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金
	一	事業主、一人親方	一	特別加入	国民健康保険(組合)	国民年金

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険(組合)に加入する場合がある。
(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

 :事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

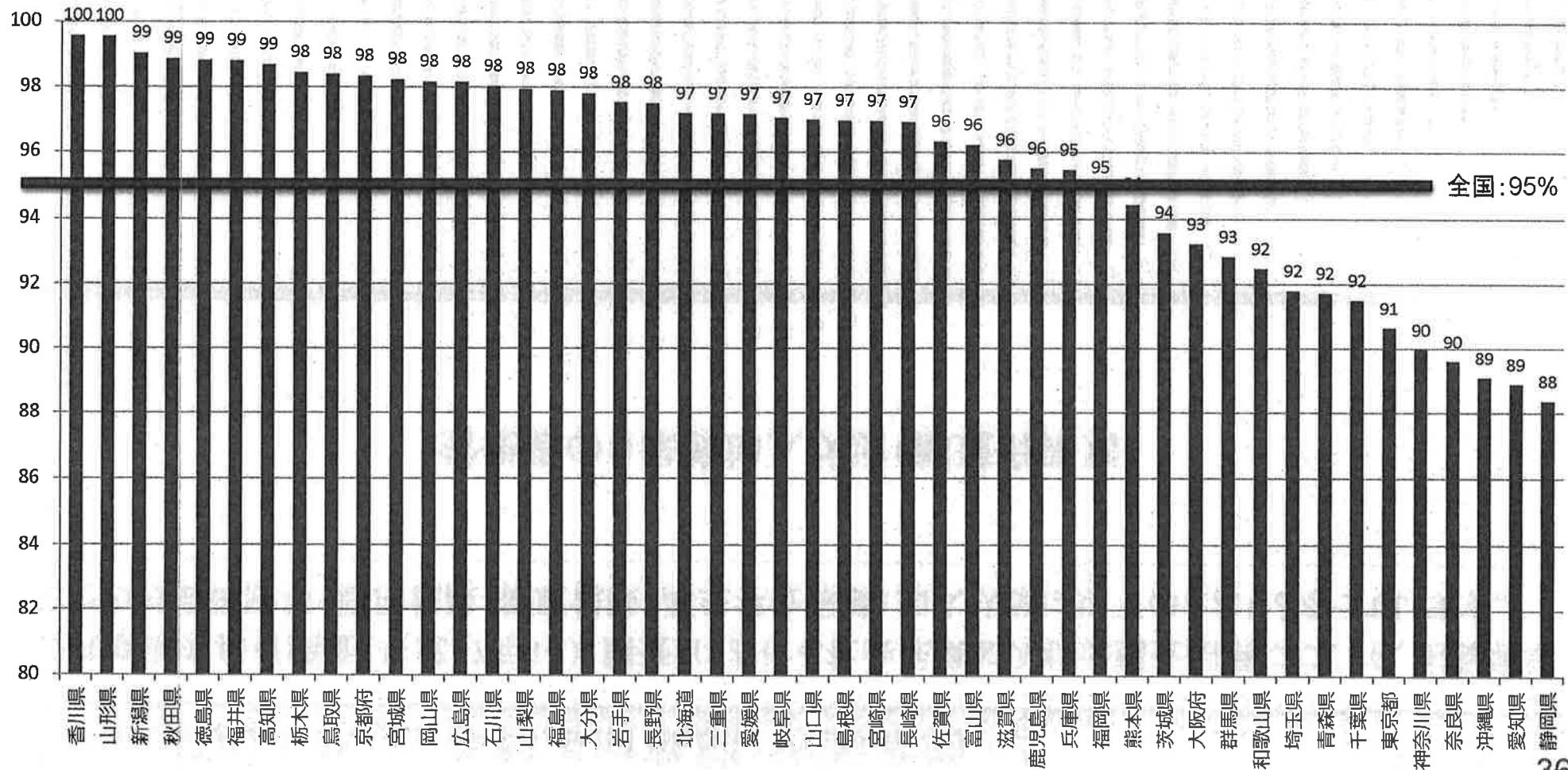
 :事業主負担がない部分

社会保険加入状況(各都道府県別・企業別)①

○公共事業労務費調査(平成27年10月調査)における社会保険加入状況調査結果について、企業単位での社会保険等(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)加入状況は以下のとおりとなっています。

(%)

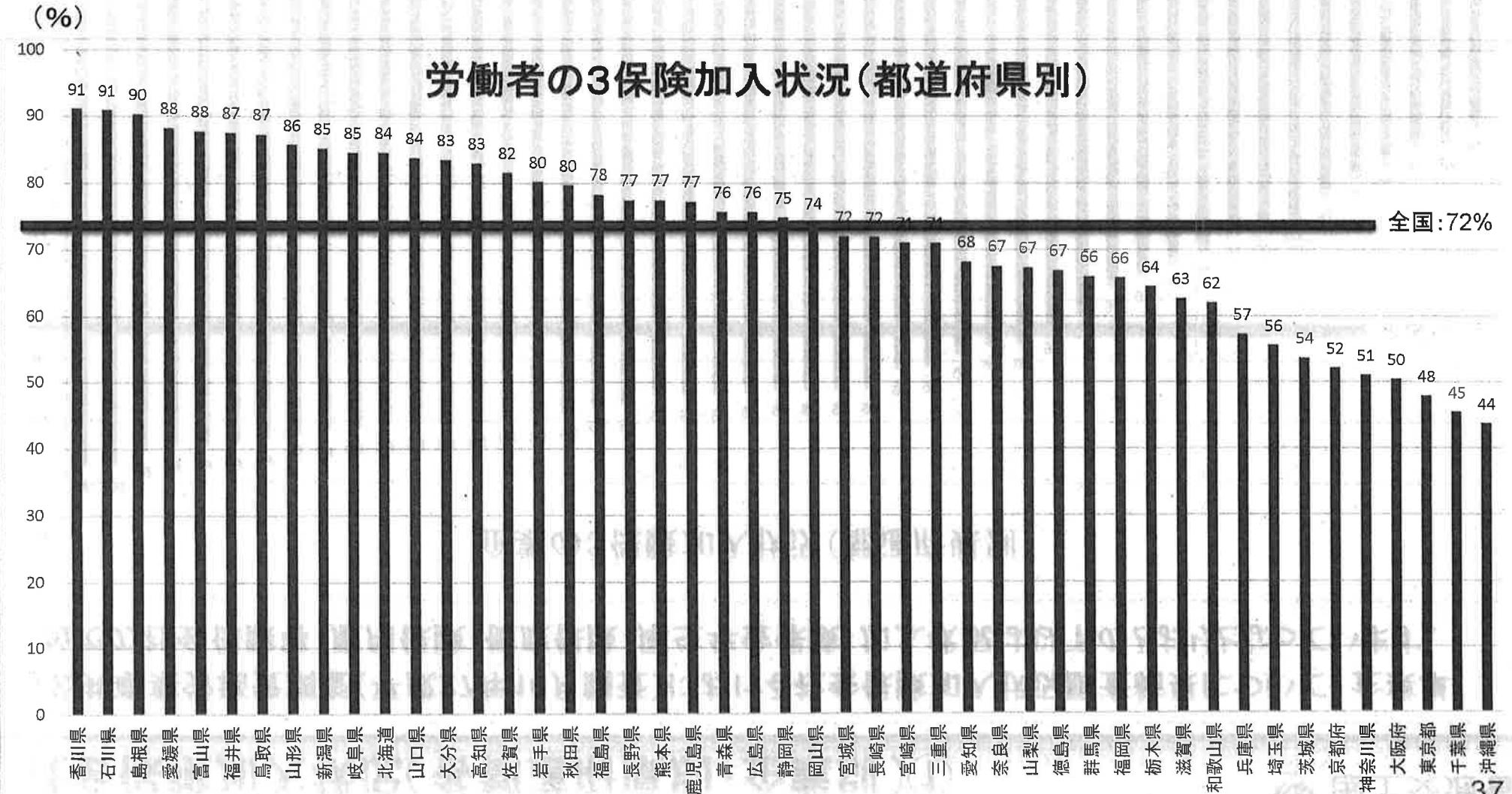
企業の3保険加入状況(都道府県別)



社会保険加入状況(各都道府県別・労働者別)②



○公共事業労務費調査(平成27年10月調査)における社会保険加入状況調査結果について、労働者単位での社会保険等(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)加入状況は以下のとおりとなっています。



平成29年度の目標達成に向けた今後の取組方針



1. 社会保険加入に向けた対策の強化

○ 元請企業による加入指導の強化

- ・社会保険加入について元請企業の下請企業に対する指導責任の強化を検討

○ 公共工事における社会保険未加入企業の排除

- ・直轄工事において、二次下請以下の対策を検討
- ・地方公共団体の発注工事においても、未加入企業の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請

○ 未加入の建設業許可業者の「見える化」

- ・「建設業者等企業情報検索システム」に社会保険の加入状況に関する情報を追加

3. 加入すべき対象の明確化

○ 一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底

- ・施工体制台帳や作業員名簿等において雇用と請負を明確化し、適切な保険への加入を徹底

○ 未加入の労働者の扱いについて明確化

- ・特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱いとすべき社会保険等未加入の作業員について、工事の施工への影響を踏まえつつ、限定的に明確化

2. 法定福利費の確保

○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底

- ・立入検査による見積書の活用徹底
- ・再下請負の場合についても見積書の活用を徹底(下請指導ガイドラインの改訂)

○ 見積書に関する周知・啓発の徹底

- ・2次以下の下請企業を対象に見積書の作成方法に関する研修会を全国で開催
- ・小規模事業者にも使いやすいよう、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順を充実(簡易版の作成等)

4. 相談体制の充実、周知・啓発

○ 相談体制の充実

- ・全国社会保険労務士会連合会との連携強化
 - ①各都道府県単位での相談窓口の設置
 - ②国交省による説明会とタイアップした相談会の開催 等
- ・Q&Aの充実及び本省、地方整備局等における対応強化

○ 周知・啓発の徹底

- ・就労形態等に応じ加入すべき適切な保険について周知
- ・社会保険未加入対策に係る説明会を全国で開催

第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの。

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

- 社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要。
- 指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限らず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

(2) 協力会社組織を通じた指導等

- 様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施。
(ア)協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握
(イ)協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
(ウ)未加入が発覚した協力会社への早期加入指導
(エ)再下請企業が同様の取組を行うよう協力会社を通じて指導
- 平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入了したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入了したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましい。

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

- 下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導。
- 遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき。

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導。

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

- 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導。
- 遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとすべき。

※1 確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努める。

※2 情報システムを利用して各作業員の保険加入状況を確認する場合にあっては、必要な資料を電子データで添付する方法により提示させることも可能。

(6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

- 建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うべき。

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

- 関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を継続して実施。
ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発
イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

(8) 法定福利費の適正な確保

- 元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要。
- 法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示。提出された見積書を尊重。
- 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を貯うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあり、厳に慎む。

第3 下請企業の役割と責任

(1) 総論

- 従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主。そのため、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠。

(2)雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- 建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行う。施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請負人と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載。
- 労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ。

(3)元請企業が行う指導等への協力

- 元請企業が行う指導に協力する。元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担。
- 再下請企業(自社を含む)の作業員の保険加入状況を確認、その真正性の確保に努める。当該状況について、元請企業に情報提供。

(4)雇用する労働者に係る法定福利費の適正な確保

- 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出。

(5)再下請負における適正な法定福利費の確保

- 再下請負させた場合は、第2(8)と同様に再下請負人の法定福利費を適正に確保する必要。
- 法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあり、厳に慎む。

第4 施行期日等

平成24年 7月 4日 通知
平成24年11月 1日 施行
平成27年 4月 1日 一部改訂
平成28年 7月 28日 一部改訂

今後、建設業における社会保険の加入状況や社会保険未加入対策の取組状況及び成果、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、速やかにガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずる。

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に施行
- 社会保険未加入対策の取組状況を踏まえ、ガイドラインを以下のとおり改訂するとともに、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(課長通知)でその取扱いについて明確化する

ガイドライン改訂の主な内容

(平成28年7月28日より施行)

法定福利費を内訳明示した見積書の提出について

- 法定福利費の確保のためには法定福利費を内訳明示した見積書の提出の更なる徹底が不可欠であり、特に再下請負の場合の徹底が課題
- このため、下請指導ガイドラインを改訂し、法定福利費を内訳明示した見積書について、以下のとおり明確化する

- ①法定福利費を内訳明示した見積書が、建設業法第20条第1項に規定する見積に該当すること
- ②再下請負の場合でも、元請・1次下請間の場合と同様に、法定福利費を内訳明示した見積書を提出・尊重すること

建設業法(昭和24年法律第100号)(抄) (建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

ガイドラインの取扱いについて

(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(平成28年7月28日付国土建第429号)より)

適切な保険への加入が確認できない作業員の扱いについて

- 「下請指導ガイドライン」では、「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとすべきである」としている
- 特段の理由とは、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下のような場合に限定するべきである
 - ①当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合(雇用保険に未加入の場合はこれに該当しない)
 - ②例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
 - ③当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合
- なお、仮に特段の理由により入場を認めた場合であっても、あくまで特例的な対応であり、引き続き加入指導は行うべきである
※上記「特段の理由」により現場入場が認められる場合は、「下請指導ガイドライン」上の扱いに限ったものであり、当然ながら法令上の加入義務が無くなるものではない

雇用と請負の明確化について

- 現場に入場する各作業員が就労形態に応じて入るべき保険を明確化するため、以下の方針を徹底することとする
 - ・元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が、雇用されている労働者か、企業と請負関係にある者か疑義がある場合は、作成した下請企業に確認を求めるなど、適切な保険に加入していることを確認すること
 - ・下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分したうえで、労働者である社員については保険加入を適切に行うとともに、請負関係にある者については、再下請負通知書を適切に作成すること

「法定福利費を内訳明示した見積書」について



法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労災保険は元請一括加入)

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

[基本的な法定福利費算出方法]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

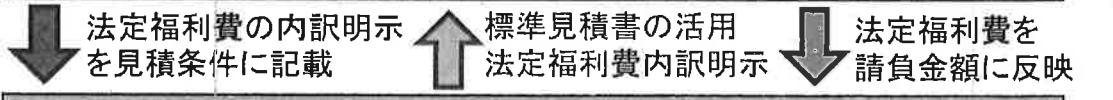
[その他の法定福利費算出方法]

$$= \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

$$= \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

(見積書の活用イメージ)

元請企業



標準見積書：社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成（国土交通省HPにも掲載）

下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始
(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○ 株式会社

見積金額 L (消費税込)

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費			A
	労務費			B
	経費(法定福利費を除く)			C
	小計			D=A+B+C

法定福利費

法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額
雇用保険料	B	1.050% p	E=B×p
健康保険料(※1)	B	4.985% q	F=B×q
介護保険料(※2)	B	0.450% r	G=B×r
厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	8.087% s	H=B×s
合計	B	15.372% t	I=B×t

※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合

※2 介護保険加入割合を52.4%(協会けんぽ H24事業年報より)と仮定

小計

消費税等

合計

J=D+I

K=J×5%

L=J+K

(参考資料 1/4)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

昭和 63 年 7 月 1 日

国土建推第 17 号
平成 28 年 8 月 1 日

建設業団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、従来より元請建設企業に対する指導方をお願いしているところである。今後、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

加えて、平成 26 年 6 月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。)においても、基本理念として、下請契約を含む請負契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払うとともに、従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならないことが位置づけられ(第 3 条第 10 項)、さらに、適正な額の請負代金での下請契約の締結、技術者・技能労働者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善が受注者の責務として規定された(第 8 条)ところである。

国土交通省においては、平成 3 年に策定した「建設産業における生産システム合理化指針」(以下「指針」という。)に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設企業に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行ってきた。

また、平成 19 年から「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン・元請負人と下請負人の関係に係る留意点」(以下「ガイドライン」という。)の策定、建設業の取引におけるトラブルの迅速な解決を目的として弁護士等が適切なアドバイス等を行う「建設業

取引適正化センター」の設置、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むための「建設業取引適正化推進月間」の実施等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めている。

平行して、公共工事設計労務単価についても、最近の技能労働者の賃金水準の上昇傾向を踏まえ、平成 25 年 4 月以降これまで 4 度にわたり引き上げを行ったところである。

さらに、平成 24 年度から社会保険等未加入対策として、建設業許可・経営事項審査時における加入状況の確認・指導を行うとともに、国土交通省直轄工事においては、下請代金額に問わらず元請建設業者と一次下請建設業者を社会保険等加入企業に限定するなど異なる保険加入の推進・支援に努めている。

このように、建設業の取引の適正化の推進、建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備に努めてきた。しかしながら、元請下請間ににおいて赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責に依らないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしづ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところである。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設企業の基本的責務であり、從来からその徹底に努めてきた。しかしながら、近年、不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられ、建設業における労働災害も長期的には減少してきているものの、ここ数年は増減を繰り返していることから、施工管理のより一層の徹底が求められている。国土交通省では、平成 26 年 10 月にガイドラインを改訂し、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化を図ることとしたところである。以上を踏まえ、貴団体傘下建設企業に対し、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

記

1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令第 6 条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。また、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。また、適切な水準の賃金等に加えて、一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

あわせて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

なお、工事見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の内容の普及促進について申合せ(平成22年12月)がなされているので、当該申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めること。

2. 法定福利費を内訳明示した見積書の提出・尊重による社会保険等への加入徹底について

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれているものであることから、法定福利費を必要経費として適正に確保すること。

特に、元請負人においては、下請負人ととの契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、下請負人においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請負人に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。

なお、本年7月28日には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂を行い、再下請負の場合においても法定福利費を内訳明示した見積書の提出・尊重を徹底することとしたところであり、請け負った建設工事を下請負人に再下請負せる場合は留意すること。

3. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、当該建設工事の着工前の書面による契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等を明示すること。

特に、請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する(いわゆる赤伝処理)場合には、当該事項の具体的な内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。

また、請負代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為(いわゆる指値発注)を行うことがないよう留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による

契約をもってこれを変更すること。工事状況により追加・変更工事の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加・変更工事として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加・変更工事が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期並びに③追加・変更工事に係る契約単価の額を記載した書面を追加・変更工事の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加・変更工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)の対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用並びに再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

4. 檢査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

5. 下請代金の支払について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払(出来高払)や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うよう留意すること。

また、全ての元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行うこと。現金払と手形払を併用する場合には、下請負人に対する支払条件を改善し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。特に、労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、少なくとも労務費相当分を現金払とするよう支払条件を設定すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。

(参考資料 3/4)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが終了した後に、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないよう留意すること。

手形期間については、120日以内で、できる限り短い期間とすること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

6. 下請負人への配慮等について

中小企業をめぐる昨今の厳しい経営環境や、工事現場における適切な施工管理の必要性にかんがみ、元請負人は下請契約の締結に際し、法定福利費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を公共工事・民間工事を問わず適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。特に、建設業退職金共済制度については公共工事のみならず、民間工事における普及に努めること。また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。特に、元請負人は、公共工事について中間前金払制度の導入が進んでいることを踏まえ、同制度の適用対象となっている工事については、同制度を積極的に活用することにより、下請負人への支払の適正化に配慮すること。さらに、公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6において、下請負人が建設業法その他関係法令に違反しないよう指導に努めるものとされていることを踏まえ、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めること。また、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

7. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式

工事は6,000万円）以上となるときは、契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を義務づけられており、これを徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、あわせて徹底すること。さらに、「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」（平成26年1月25日付国土建第203号）においても、現場の施工体制の確認のさらなる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

なお、「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号）により、公共工事については、元請負人が下請契約を締結するときは、下請契約の請負代金の額にかかるわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとされたところである。本改正部分については、平成27年4月1日より施行されているので、適切に対応すること。

また、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日付国土建第272号）に十分留意すること。

8. 技能労働者への適切な賃金の支払いについて

長年にわたる建設投資の大幅な減少に伴って、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらした結果、若年入職者が大きく減少とともに、高齢化が著しく進展しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っている。

技能労働者への適切な賃金水準の確保は、建設産業全体の持続的な発展のため極めて重要な課題である。平成25年4月以降これまで4度にわたり公共工事設計労務単価を引き上げ、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知するとともに、国土交通大臣、副大臣又は政務官が建設業団体四団体に対して直接要請してきたところであり、各方面の努力の結果、賃金水準や建設業の扱い手確保の状況には改善が見られるものの、未だ十分とは言えない状況である。各団体及び建設企業においては、発注者からの適切な価格での受注、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開し、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう努めること。

また、昨年3月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、昨年4月から本格運用が開始された品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）に関する情報や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報など建設業に関する様々な声を受け付けているので、当該相談窓口を活用されるとともに、貴団体傘下建設企

(参考資料 4/4)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

業に対し、引き続きその周知に努めること。

9. 消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成26年4月1日の消費税率の引上げに関連して、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)が施行され、これに伴い、国土交通省では、建設業における消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」(平成25年11月18日付国土建推第26号)、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について(重点要諦)」(平成26年1月17日付国土建推第31号)及び「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(平成26年4月1日付国土建推第1号)を通知したところであり、これらを踏まえ、元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約等において、転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

なお、消費税の転嫁拒否等に関する政府共通の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」のほか、地方整備局等の「駆け込みホットライン」や都道府県建設業所管部局においても消費税の転嫁拒否等に関する相談を受け付けているので、当該窓口を活用されるとともに、貴団体傘下建設企業に対し、引き続きその周知に努めること。

10. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から9までの事項に準じた配慮をすること。

4/29.30 - 3月7.8月 / 9月

○ 中部地方整備局HPの紹介

①中部地方整備局 トップページ

トップページ下の「建設産業・不動産業情報」の
バナーをクリック



②建設産業情報 トップページ

「INFORMATION」の下に各業務に関する項目
があります



建設業の社会保険未加入対策

建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて

建設業法遵守ガイドライン(再改訂)

○国土交通省中部地方整備局 建設産業情報HPアドレス
<http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/contents03.html>